

半田市高架下空間等活用アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 JR武豊線半田駅付近の高架下空間及び鉄道沿線の道路や公園等の公共空間を有効活用し、中心市街地の賑わい創出を図るべく検討を進めるにあたって、半田市高架下空間等活用アドバイザー（以下「高架下活用アドバイザー」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 高架下活用アドバイザーの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) JR武豊線半田駅付近の高架下空間の有効活用に係る助言に関する事。
- (2) 鉄道沿線の道路や公園等の公共空間の整備に係る助言に関する事。

(委嘱)

第3条 高架下活用アドバイザーは、公共空間の活用に関する専門知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(定数及び任期)

第4条 高架下活用アドバイザーの定員は、若干名とする。

2 高架下活用アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日に属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 高架下活用アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務)

第6条 高架下活用アドバイザーの勤務日は、市長が別に定める。

(報償)

第7条 高架下活用アドバイザーには、予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 高架下活用アドバイザーに関する庶務は、建設部市街地整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。